

八王子市長 殿

八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

～令和3年(2021年)1月1日以降に終了した治療分～

八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

また、八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成金交付要件の確認のため、八王子市長が住民基本台帳及び市税等に関する帳簿を閲覧し、関係機関や他自治体に照会・回答することについて同意します。

記

申請者	フリガナ	夫 ()		妻 ()	
	氏名				
婚姻関係	生年月日	昭和 年 月 日 (歳)	平成 年 月 日 (歳)		
	婚姻関係	法律婚の方 (婚姻日) 平成 年 月 日	事実婚の方	<input type="checkbox"/>	←こちらに✓をお願いします
住所	〒 八王子市				
上記以外の住所	※夫と妻の住所が異なる場合は必ず記入(夫・妻) 〒				
電話番号	日中必ず連絡が取れる電話番号を記入。また保健所からの着信履歴があれば折り返しお電話ください。				
ご夫婦それぞれの電話番号を必ず記入してください	1.	—	—	【携帯(夫・妻)・自宅・その他()】	
	2.	—	—	【携帯(夫・妻)・自宅・その他()】	
	3.	—	—	【携帯(夫・妻)・自宅・その他()】	
申請金額	金 円				
	※治療の内容(治療ステージ)により上限額が異なります。 →(治療ステージA・B・D・Eは上限30万円まで、治療ステージC・Fは上限10万円まで) ※上限額に満たない場合は八王子市不妊に悩む方への支援事業受診等証明書の領収金額と同額となります。				
助成の状況	過去に特定不妊治療費の助成を受けたことが ある / ない (新旧制度にかかわらず八王子市および八王子市以外の自治体で受けたすべての助成申請です。)				
	・過去に助成を受けた回数: 通算 回 ・初回申請時の年齢(妻) 歳				
	・助成を受けた自治体 : 八王子市 ・ 八王子市以外 自治体名 ()				
	<input type="checkbox"/> 出産等による助成回数のリセットを希望する <input type="checkbox"/> 過去に助成回数のリセット あり(回) / なし				
		出生に至った場合の子の氏名	出生日		
	1		H / R	年 月 日	
	2		H / R	年 月 日	
	3		H / R	年 月 日	

- 黒のボールペンで記入してください。消えるボールペンは使用できません。
- 訂正する場合は二重線で訂正し、訂正箇所請求者印と同一の印を捺印してください。修正テープでの訂正はできません。
- 請求書の請求者氏名と助成金振込先の口座名義人は同一の方としてください。

※八王子市記入欄

住民登録の有無	夫(有・無) S / H / R	年 月 日	自治体照会要・否
	妻(有・無) S / H / R	年 月 日	
婚姻の確認	<input type="checkbox"/> 法律婚(S / H / R 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 事実婚	承認
初回申請時の年齢	歳	指定機関	<input type="checkbox"/> 指定
治療ステージ	A B C D E F 男		
通算年度・通算回数			
第 番目の子の治療	リセット	有・無	不承認
年度	通算 年目	40歳	未満・以上
回数	通算 回目 (今年度 回目)		
決定金額	円(うち男性不妊治療 円)		

受付印

治療の内容・結果及び妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過について、公益社団法人日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、公益社団法人日本産科婦人科学会のデータベースを通じて、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況